

大阪市告示第647号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、放置自転車等撤去保管料の徴収事務及び収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

受託者	受託者の事務所所在地	指定をした日	委託をした日
公益社団法人 大阪市シルバー人材センター 理事長 諫山 保次郎	大阪市城東区 関目3丁目1番14号	令和7年4月1日	令和7年4月1日

（建設局総務部管理課）